

教育委員会会議 定例会

令和元年7月3日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 16 号 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について
- 第 17 号 山梨県特別支援教育振興審議会委員の委嘱・任命について
- 第 18 号 山梨県特別支援教育振興審議会の諮問事項について
- 第 19 号 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

2 報 告 事 項

- (3) 2019年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

3 その他報告

な し

議案第 16 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

提案理由

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員について、本人から辞任したい旨の申し出があったため、現在の委員に代えて新たに後任者を委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である（別紙のとおり）

件名	山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員の委嘱・任命について
経緯	<p>○ 平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、県では平成26年3月に「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」を制定。同月、「山梨県いじめ問題等に関する基本的な方針」を定め、平成30年9月に最終改定。</p> <p>○ 上記条例に基づき、いじめに対峙するための県の組織として「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置。</p> <p>※「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」の概要</p> <p>① 委員の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験のある者及び関係行政機関の職員 <p>② 職務：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策について調査審議する。 ・また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の定数：20人以内 ・任期：2年 ・服務：守秘義務 <p>○ 当該委員会は平成26年度から年間3回開催し、県立学校のいじめアンケートの結果等をもとに対応を協議。</p> <p>○ 委員構成は13名で、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2年間を任期として、委員を委嘱・任命した。</p>
対応	<p>○ 令和元年度は人事異動及び役職の交替により委員に欠員が生じたため、新たに4名の委員を委嘱・任命する必要がある。新たな委員は別添の名簿のとおりとする。</p>

議案第 17 号

山梨県特別支援教育振興審議会委員の委嘱・任命について

提案理由

山梨県特別支援教育振興審議会を開催するに当たり、委員を委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。（別紙のとおり）

件名	山梨県特別支援教育振興審議会委員の委嘱・任命について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年7月に「やまなし特別支援教育推進プラン」(平成23年～令和2年)を策定し、障害のある子どもたちに対する教育を推進してきた。 ○ 国は「障害者の権利に関する条約」に署名した後、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定等、様々な法制度の整備を行うとともに、中央教育審議会の報告や学校教育法施行令の一部改正等により、インクルーシブ教育システムの構築を目指して取り組んできている。 ○ 特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいため、当初の計画期間を繰り上げ、「新やまなし特別支援教育推進プラン(仮称)」を新たに策定する必要がある。 ○ 本県の今後の特別支援教育の方向性を示す「新やまなし特別支援教育推進プラン(仮称)」を策定するため山梨県特別支援教育振興審議会を開催する。
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議事項(諮問事項) 特別支援教育推進のための計画策定に必要な事項について 2 委員構成 <ul style="list-style-type: none"> (1) 構成 学識経験者、行政関係者等 13人(別紙のとおり) (2) 任期 令和元年7月23日～令和2年7月22日 3 開催日程 委嘱・任命式及び第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ① 日時 7月23日(火)午後2時～4時 ② 場所 県庁防災新館409会議室 ③ 内容 委嘱・任命式 第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・諮問及び諮問事項の説明 等 4 審議会の開催予定 令和元年7月～11月の間に4回

山梨県特別支援教育振興審議会の諮問事項について

山梨県特別支援教育振興審議会に、次のとおり諮問するものとする。

諮 問

本県の特別支援教育の推進に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

1 特別支援教育推進のための計画策定に必要な事項について

諮 問 の 理 由

県教育委員会では、障害のある子どもたちに対する教育を推進するため、平成23年度に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定しました。そのプランにより特別支援学校においては、軽度の知的障害のある生徒の一般就労の促進、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応、校舎の老朽化に伴う改築などの課題の解決に取り組み、また、小・中学校、高等学校においては、コーディネーターの指名や校内委員会の設置などの校内支援体制を整備するとともに、「授業支援ガイドブック」や「教職員のための通級による指導ガイドブック」などを発行し、教師への支援にも取り組んできたところです。

国においては、平成19年に障害者の権利に関する条約に署名後、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、発達障害者支援法の改正などの法制度の整備を行い、平成26年にこの条約を批准しました。教育施策においても、中央教育審議会の報告、学校教育法施行令の一部改正などにより、合理的配慮の提供義務や就学システムの変更など、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、大きく動き出しています。

本県においては、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続け、直近の10年間に小・中学校の特別支援学級在籍者数が1.9倍、通級による指導の利用者数が1.6倍になっており、特別支援教育へのニーズが高まっています。

このような特別支援教育をめぐる情勢の変化に、現行の「やまなし特別支援教育推進プラン」では十分に対応することが難しいと判断し、当初の計画期間を繰り上げ、新たな特別支援教育推進のための計画を策定することといたしました。

つきましては、山梨県特別支援教育振興審議会を開催し、本県の今後の特別支援教育の方向性を示す「新やまなし特別支援教育推進プラン（仮称）」を策定するため御審議いただきたく、諮問するものです。

提案理由

山梨県特別支援教育振興審議会を開催するに当たり、諮問事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 19 号

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

提案理由

最近の社会情勢の変化に鑑み、勤務時間制度の弾力的な運用により多様な働き方を可能とする環境を整備するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	最近の社会情勢の変化に鑑み、勤務時間制度の弾力的な運用により多様な働き方を可能とする環境を整備するため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、ワーク・ライフ・バランスに関する意識が高まっており、個人の多様な価値観や生活様式に合わせ、働き方に対する意識も多様化し、国においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方を可能とする環境の整備を推進している。 ○ 職員等が勤務形態を自ら選択できる、多様な働き方を可能とする環境を整備することは、職員等による効果的かつ効率的な勤務を実現するとともに、公務能率の一層の向上にも資するものとなる。 ○ 本県においても、こうした最近の社会情勢の変化等に鑑み、勤務時間制度の弾力的な運用により多様な働き方を可能とする環境を整備するため、職員等の勤務条件について所要の改正を行う必要があり、「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条令の一部を改正する条例」を制定したところ。 ○ 条例改正及びこれに伴う人事委員会規則改正に合わせ、規程についても改正の必要がある。 <p>2 規程改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 休憩時間の弾力化及び早出遅出勤務を認める場合を、勤務時間及び休憩時間を定めた規程の例外とする。 (2) 条例の改正により発生した項ずれに対応する。
施行期日	公布の日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

		(休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)	
第六条	条例第六条第二項の規定に基づき休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、正午から午後零時四十五分まで又は午後零時十五分から午後一時までの四十五分とし、その勤務時間については、第一条の勤務時間の始業の時刻を十五分繰り下げ又は終業の時刻を十五分繰り上げるものとする。		
		(休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)	
第七条	条例第六条第三項の規定に基づき休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、十五分を単位として第二条に規定する休憩時間を延長するものとし、その勤務時間については、当該延長した休憩時間と同じ時間を、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を繰り上げ又は終業の時刻を繰り下げるものとする。この場合において、始業		

		の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。	
		(休憩時間を追加する職員の特例)	
第八条	条例第六条第三項の規定に基づき休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に一時間、三十分又は十五分の休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、当該追加した休憩時間と同じ時間を、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を繰り上げ又は終業の時刻を繰り下げるものとする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。		
		別表を次のとおり定める。	
別表(第四条関係)			

職員 勤務時間に関する規程新旧対照表 (第〇条関係)

新	旧
<p>(勤務時間)</p> <p>第一条 山梨県教育庁及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関(学校を除く。)職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第二条 休憩時間は、正午から午後一時までの一時間とする。</p> <p>(疲労の蓄積により心身に負担を与える勤務に従事する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)</p> <p>第三条 第一条に規定する勤務時間以外の時間に勤務を命ぜられた場合であつて、その勤務に従事することが疲労の蓄積により心身に負担を与えると認められるときの職員の勤務時間及び休憩時間は、前二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除き、連続する七時間四十五分を、午前五時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。</p> <p>(早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)</p> <p>第四条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)第八条の二第一項第一号から第五号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除き、</p>	<p>第一条 山梨県教育庁及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関(学校を除く。)職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。</p> <p>第二条 休憩時間は、正午から午後一時までの一時間とする。</p>

<p>連続する七時間四十五分を、午前七時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。</p> <p>2 条例第八条の二第一項第六号の規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第一条の規定にかかわらず、別表に掲げる勤務時間から割り振るものとする。</p> <p>(休憩時間を分割する職員の休憩時間の特例)</p> <p>第五条 条例第六条第二項の規定に基づき休憩時間を分割する職員の休憩時間は、第二条の規定にかかわらず、正午から午後一時四十五分まで又は午後一時十五分から午後一時までの四十五分のほか、第一条の勤務時間の途中に十五分の休憩時間を置くものとする。</p> <p>(休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)</p> <p>第六条 条例第六条第二項の規定に基づき休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、正午から午後一時四十五分まで又は午後一時十五分から午後一時までの四十五分とし、その勤務時間については、第一条の勤務時間の始業の時刻を十五分繰り下げ又は終業の時刻を十五分繰り上げるものとする。</p> <p>(休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)</p> <p>第七条 条例第六条第三項の規定に基づき休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、十五分を単位として第二条に規定する休憩時間を延長するものとし、その勤務時間について</p>	
---	--

ては、当該延長した休憩時間と同じ時間を、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を繰り上げ又は終業の時刻を繰り下げたものとする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

(休憩時間を追加する職員の特例)

第八条 条例第六条第三項の規定に基づき休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第二条に規定する休憩時間とは別の時間帯に一時間、三十分又は十五分の休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、当該追加した休憩時間と同じ時間を、第一条に規定する勤務時間の始業の時刻を繰り上げ又は終業の時刻を繰り下げたものとする。この場合において、始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定するものとする。

(週休日の振替の特例)

第九条 条例
第五条の規定により、勤務日の勤務時間のうち勤務時間の終わる時刻まで連続する四時間を当該勤務日に割り振ることをやめた場合においては、第一条及び第二条の規定にかかわらず、当該勤務日の勤務時間は午前八時三十分から午後零時十五分までとする。

(委任)

第十条 略

第三条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第五条の規定により、勤務日の勤務時間のうち勤務時間の終わる時刻まで連続する四時間を当該勤務日に割り振ることをやめた場合においては、前二条の規定にかかわらず、当該勤務日の勤務時間は午前八時三十分から午後零時十五分までとする。

第四条 略

別表(第四条関係)

勤務時間
午前七時から午後三時四十五分まで
午前七時十五分から午後四時まで
午前七時三十分から午後四時十五分まで
午前七時四十五分から午後四時三十分まで
午前八時から午後四時四十五分まで
午前九時から午後五時四十五分まで
午前九時十五分から午後六時まで
午前九時三十分から午後六時十五分まで

(令和元年7月3日 定例教育委員会)

課名 義務教育課

件名

2019年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

経緯

平成31年4月10日 定例教育委員会において、2019年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定
 平成31年4月25日 第1回山梨県教科用図書選定審議会を開催
 令和元年5月23日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催
 令和元年5月28日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申

※対象となる教科用図書は、以下のとおり。

- 1 小学校用教科用図書
- 2 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）
- 3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」

内容

○ 諮問事項と主な答申内容

諮問第一項 2019年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 小学校用教科用図書について
 - ・昨年度の採択基準を踏襲し、新学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、内容3項目と形式2項目を設定した。
- 2 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）について
 - ・平成26年度検定合格図書等の中から採択されることから、平成27年度の採択基準の内容4項目と形式2項目を踏襲し、冒頭で山梨県教育振興基本計画を踏まえた表現とした。
- 3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について
 - ・昨年度の採択基準を踏襲した。

諮問第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 小学校用教科用図書について
 - ・採択基準に基づいて各教科等の特性を踏まえた調査研究の観点を設定し、昨年度を踏襲した調査研究の内容、基本的な考え方により採択参考資料を作成した。
 - ・調査研究の公正性・公平性が確保される範囲内で、調査員数及び採択参考資料の内容を精選した。
- 2 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外）について

- ・新たに検定を経た教科用図書はなく，平成26年度検定合格図書等の中から，採択が行われることから，平成27年度採択における採択参考資料を活用して作成した。

3 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について

- ・昨年度を踏襲した調査員数，調査研究の内容，基本的な考え方を設定し，採択参考資料を作成した。

諮問第三項 教科用図書の採択に関する指導，助言又は援助に関する重要事項について

1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について

- ・昨年度を踏襲し，小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書を採択する場合について，採択地区協議会を設置し，共同調査・研究を行うこと等をまとめ，特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。

2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について

- ・昨年度を踏襲し，県教育委員会の指導助言を得て，再度協議して決定することを示した。

3 採択の公正確保について

- ・昨年度を踏襲し，指導の方法及び内容について，文書等による指導，説明会等による指導，訪問，面接等による指導を示した。また，情報公開について，採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で，採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の2020年度使用教科用図書の採択について

- ・昨年度を踏襲し，県教育委員会は，学校ごとに校内調査委員会を設置し，教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し，その結果を参考にして採択を行うことを示した。

○ 今後の採択について

市町村教育委員会等の採択権者は，採択期限となる8月31日までに，この答申を参考に調査研究等を行い，小学校用教科用図書と中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」以外），及び，特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択を行う。

